

「三郷市自治基本条例原案」に対する

パブリック・コメント手続の結果の公表について

- (1) 政策等の題名 三郷市自治基本条例原案
- (2) 政策等の案の公表の日 平成21年2月4日(水)
意見の募集期間 平成21年2月4日(水)～3月5日(木)
- (3) 意見の提出状況
提出人数 4人(メール:1人、郵送:1人、持参:1人、FAX1人)
提出意見 10件
- (4) 寄せられたご意見

○項目別

項目	パブリック・コメント 手続による意見数
全体に関すること	2件
0. 前文	1件
1. 総則	1件
2. 市民等	1件
1) 市民等の権利	件
2) 市民等の責務	1件
3. 議会	2件
4. 市長等	1件
5. 市政運営	件
6. 参加と協働	件
1) 情報の共有	件
2) 市政への参加	件
3) 協働	件
7. コミュニティ	1件
8. 市民投票	件
9. 国、埼玉県及び他の地方自治体等との連携	件
10. 条例の位置付け及び見直し等	1件
その他	件
合 計	10件

○意見等の概要と市の考え方

○全体に関すること（2件）

整理 番号	項目 番号	意見等の概要	市の考え方
1		<p>自らを現行法体系を超えた「最高法規」「三郷市の憲法」と位置づけ、市長、議会には「一部の自治」のみでその他大多数の自治は住民投票等に留保するなど団体自治軽視の現行の地方自治法体系を根底から破壊する意図を持つものではないという疑念がある。</p>	<p>○ 地方分権によって、自治体ごとの市民自治のあり方が問われる中、議会や長の担うべき役割はますます大きくなっていると認識しています。また、自治の大多数について、住民投票に留保することはありません。</p>
2		<p>本条例案は他自治体のものと大同小異のものと思われるが、これらには問題点、反対意見が多数挙げられている。市の広報媒体は推進論、賛成意見ばかりであるが、問題点などをもっと市民に紹介すべきである。</p>	<p>○ 条例案等、この取組みに対して寄せられたご意見は、賛成意見、反対意見も含めて、全て公開しています。</p>

○前文に関すること（1件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
3	0	「私たちには夢があります。」という書き出しは、米国の黒人解放運動家のキング牧師の“I have a dream.”という有名なスピーチの日本語訳である「私には夢がある」を直接的に援用していると考えられる方が多いのではないかと思います。米国でオバマ政権が発足し、タイムリーではありますが、やはり誤解されかねない文言をトップに置くのは好ましくないし、日本国憲法前文が英文和訳調で受け売りとの批判と同様の批判を受けることも考えられます。書き出し部分の変更が必要と考えます。前文に力を入れる必要がないとする〇〇先生の考え方は、その限りにおいて不適切と考えます。前文には自律の理念が必要です。	○ 前文は自治のあり方についての私たちの想いを暗唱できるよう簡潔に述べたいと考えています。したがって、案のとおりとします。

○ 総則に関すること（1件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
4	1	根幹の「市民等」という概念は従来の市民＝住民を拡大し、それ以外の個人、団体が市政に容喙を許す枠組みを作るものである。隣接八潮市にはカルト教団信者が大量に住みつき地域の安寧に支障をきたし住民が困惑している状況があるが、この条例はこのようなカルト教団にも「市民等」としての待遇を与え市政参加を保障することに気が付けばその危険性は思い半ばに過ぎよう。市は将来に禍根を残す条例を制定すべきではない。	○市内に住所を持たない個人や団体であっても市内で活動を行っているものは、その活力に期待して、広い意味でのまちづくりの担い手であると捉えています。また、テーマによっては、市民以外の市民等にも市政への参加が認められるべきであるため、参加を保障しています。ただし、第6条(参加する権利)の第1項と第2項において、市民と市民等(市民を除く。)の権利には区別があることを述べています。具体的な運用は別途、それぞれの案件ごとに対応していきます。したがって、案のとおりとします。

○ 市民等に関すること（1件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
5	2	選挙権については条例に書くべきではないと今でも思っているが、骨子原案よりは「市民投票権を有する～」という表現が入っているので、どうしてもと言うことなら仕方がないと思う。	○ 選挙権の行使を信託の基本として位置づけ、市民の目標として掲げています。案のとおりとします。

○ 議会に関すること（2件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
6	3	議会については、あまり細かく書くとは否決される可能性があるので、見直し時にもう少し深く入れればよいと思う。	○ 検討段階において、議会への情報提供等を行いながら条例原案の作成を進めてきました。案のとおりとします。

7	<p>三郷市議会については、市民のいろいろな意見があろうかと思いますが、三郷市の「市議会だより」や各議員さんが発行されている現在の「報告書」では、なかなか議会に関する市民の理解は難しい、と考えますので情報は不足しているし、不十分であると思います。条例原案を読んでもこの問題が、つまり議会が見える、という観点から条文を読むと言葉があまりに簡単過ぎて、決まり文句が並んでいるだけに感じられて期待が満たされるという予測はとてもじゃないが、つきません。第12条の言葉ひとつひとつが本来持つべき、ことの重大さを込めた言葉ではないから、市民を説得できる条文になっていないだろうと思います。基本条例に関する議員さんの意見を聞く機会もありませんから、私があるいは市民が誤解しているとの指摘も出てくるとは思います。これは議員の市民に対する姿勢の問題であり、個々の議員に解決の努力をして頂くことになるかもしれませんが、議会自身の議会・市民・行政の三者の中での議会の位置なりをもっと言葉を変えて条例原案において強調することが必要ではないでしょうか。選挙投票率が低い問題にしても、市民意識が低いからだというだけではなくて、選ばれる側の問題としての意識が議員にどのようにあるのかを問いかけるような条文である必要がある。〇〇氏の話にもありましたが、みながみな地方分権・地方自治への危機意識が重要であるわけですが、柱の一つである市議会の危機意識が基本条例に現れてしかるべし、と思います。</p>	<p>○ 検討段階において、議会への情報提供等を行い、議会の意見を踏まえながら条例原案の作成を進めてきました。案のとおりとします。</p>
---	--	---

	<p>第10条・第11条・第12条は、しかるべき事柄が書いてあるとは思いますが、あまりにも弱い。今後市議会への期待がますます大きくなるようなそんな危機意識を感じさせる条文でありたいと思います。もし原案のままの第10～12条が市議会において議決されるとしたら、市議会への期待は私個人としては（基本条例への期待が大きいくだけに）基本条例そのものへの信頼が滅殺されるように思います。市の行政に関しての条文と市民に関する条文には多くの深みを付けて作成されていると思います。市民として「参加と協働」や自治の基本理念、市民等の権利と義務などを読んでいくと身の引き締まる思いが致します。また危機管理とか財政運営に関する条文もありますのに、議会に関しては二三歩下がってしまっているように感じられます。法律条文や法に関する知識がありませんから、どのような文にすべきかを申し上げることはできません。</p>	
--	---	--

○ 市長等に関すること（1件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
8	4	市長等の部分が、やけに多いように感じる。あまり縛りすぎても全体の利益にならないのではないか。時によっては、強力なリーダーシップを必要とすることもあるのでは？条文の整理統合をしたほうがいいのでは。	○地方分権を背景にして、市民自治を進めるための市政運営の重要性を認識しています。この条例が、市民、議会、執行機関が市政運営を評価するための共通の指標となるよう、市が取り組むべき市政運営の理念を明文化し、市民にも分かりやすく伝えることが重要と考えました。そのため、できるだけ具体的に規定しています。 ただし、市長の責務については、条例原案「(市長の責務)第13条 第3項及び第4項」を、条例案「(市長の責務)第12条 第3項 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のために必要な能力を向上させ、政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。」と簡略化して変更します。

○コミュニティに関すること（1件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
9	7	町会、自治会という言葉そのまま残して欲しい。解説の中で、多様なコミュニティに触れているが、それらの多くは、町会が絡んでいるものが多い。地域に根づいた力を、より強力にするための方策が重要。テーマ型コミュニティは、そこに住んでいるわけではない。最先端で頑張っている我々が止まれば、参加と協働は絵に描いた餅になってしまう。エリア型がしっかりしてこそそのテーマ型ということをお忘れしないでほしい。	○「町会、自治会その他の地縁的な団体」という文言を条文中に含めています。したがって、案のとおりとします。

○条例の位置付け及び見直し等に関すること（1件）

整理 番号	項目 番号	意見等の概要	市の考え方
10	10	条例の見直しについては、期間を決めたほうがよいのではないか。たとえば、5年ごとに見直すというように。	○条例の見直しについては、必要に応じて随時見直すことが必要であると考えています。したがって、案のとおりとします。